

電子帳簿保存法 ～電子取引データについて～

電子取引データの保存方法について、国税庁ホームページにて公表されておりますので、その概要についてお知らせいたします。

申告所得税・法人税に関して帳簿・書類を保存する義務のある方が、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。

○データの保存が必要なものは？・・・

- ・紙でやりとりしていた場合に保存が必要な書類（注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書など）に相当するデータを保存する必要があります。
- ・あくまでデータでやりとりしたものが対象であり、紙でやりとりしたものをデータ化しなければならぬ訳ではありません。
- ・受け取った場合だけでなく、送った場合にも保存する必要があります。

○どのように保存する必要があるの？・・・

- ・改ざん防止のための措置をとる必要があります。
- ・「日付・金額・取引先」で検索できる必要があります。
- ・ディスプレイやプリンタ等を備え付ける必要があります。

※保存するファイル形式は問いません。

PDF に変換したものや、スクリーンでも問題ありません。

○改ざん防止のための措置とは？・・・

- ・「改ざん防止のための事務処理規定を定めて守る」といったシステム費用等をかけずに導入できる方法もあります。
 - ・改ざん防止のための事務処理規定のサンプルは、国税庁ホームページに掲載されております。
- ※上記のほか、「タイムスタンプを付与」「訂正・削除の履歴が残るシステム等での授受保存」といった方法もあります。

○検索要件を満たすための簡易な方法とは？・・・

専用のシステムを導入していなくても、以下のいずれかの方法で対応することができます。

① 表計算ソフト等で索引簿を作成する方法

表計算ソフト等で索引簿を作成、表計算ソフト等の機能を使って検索する方法です。
索引簿のサンプルは、国税庁ホームページに掲載されております。

② 規則的なファイル名を付す方法

データのファイル名に規則性をもって「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、フォルダの検索機能が活用できるようにする方法です。

※税務調査の際に職員から電子取引データのダウンロードの求めがあった場合には、その電子取引データについて提出してください。

<適用時期>

令和6年1月1日以後にやり取りする電子取引データについて適用されます。